

小金井市障害福祉サービスガイドライン

令和 5 年 3 月

福祉保健部自立生活支援課

目次

はじめに	1
1 全般事項	1
(1) 障害者総合支援法のサービス体系	1
(2) 児童福祉法のサービス体系	7
(3) 支給決定の流れ	8
(4) 支給決定の際の勘案事項	9
(5) 市内の障害福祉サービス事業所について	9
(6) 標準支給量について	10
(7) 標準支給量の算定方法	10
(8) 非定型の支給決定における審査参考資料等	10
(9) 重症心身障害者（児）について	11
(10) その他留意事項	11
(11) 審査請求について	11
2 障害福祉サービス（障害者総合支援法）	12
(1) 居宅介護（身体介護）	12
(2) 居宅介護（家事援助）	13
(3) 居宅介護（通院等介助）	14
(4) 外部サービス利用型グループホームにおける居宅介護サービス	15
(5) 重度訪問介護	16
(6) 同行援護	17
(7) 行動援護	18
(8) 重度障害者等包括支援	19
(9) 短期入所（ショートステイ）	19
(10) 療養介護	20
(11) 生活介護	21
(12) 施設入所支援	22
(13) 地域移行支援	22
(14) 地域定着支援	23
(15) 自立訓練（機能訓練）	24

(16)	自立訓練（生活訓練）	25
(17)	宿泊型自立訓練	26
(18)	就労移行支援	26
(19)	就労継続支援A型	28
(20)	就労継続支援B型	28
(21)	就労定着支援	29
(22)	自立生活援助	30
(23)	共同生活援助	31
3	児童通所支援（児童福祉法）	32
(1)	児童発達支援	32
(2)	医療型児童発達支援	33
(3)	居宅訪問型児童発達支援	34
(4)	放課後等デイサービス	35
(5)	保育所等訪問支援	36
4	根拠法令等	37

【参考書式】

児童通所支援（児童福祉法）に基づく障害福祉サービスの支給 に関する医師意見書	38
児童通所支援（児童福祉法）に基づく障害福祉サービスの支給 に関する意見書	39
児童通所支援（児童福祉法）に基づく障害福祉サービスの支給 に関する申告書	40

【資料】

別紙1 医療的ケアの判定スコア	41
別紙2 児童区分判定調査票（個別サポート加算対応）	42
別紙3 放課後等デイサービスの個別サポート加算Iに関する調査票	43

[はじめに]

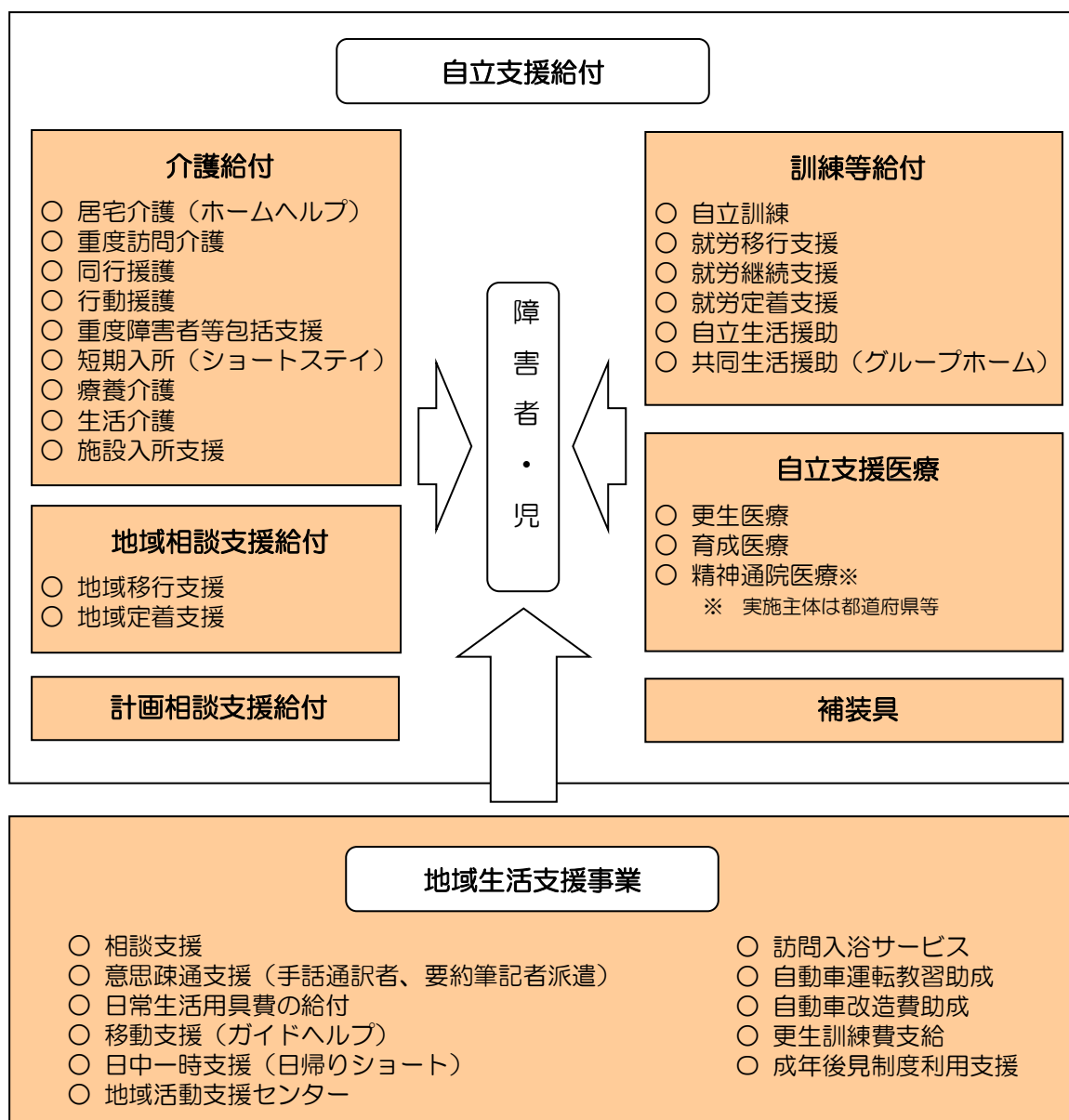
このガイドラインは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援の申請が行われた際に、支給量を決定するための指針とするとともに、支給決定等に関し、利用者やその家族・支援者等が共通認識することができるよう策定したものです。

なお、標準支給量については、令和5年4月1日から適用します。

1 全般事項

(1) 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具に分かれています。



サービス名		サービス内容 / 対象者	詳細
居宅介護	身体介護	<p>【内 容】 自宅において、入浴、排泄、食事等の介護を行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>① 障害者 障害支援区分1以上で、介護者の状況等を勘案し、支援が必要と認められる。</p> <p>② 障害児 区分判定調査票、介護者の状況等を勘案し、必要と認められる。</p>	P. 12
	家事援助	<p>【内 容】 自宅において、家事一般における支援、日常生活等に関する相談又は助言を行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>① 障害者 障害支援区分1以上で、介護者の状況等を勘案し、支援が必要と認められる。</p> <p>② 障害児 区分判定調査票、介護者の状況等を勘案し、必要と認められる。</p>	P. 13
	通院等介助	<p>【内 容】 通院等の際の移動や手続きの介助等を行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>① 障害者 障害支援区分1以上で、通院等の際の介助が必要と認められる。 ※ 身体介護を伴う場合は、障害支援区分2以上で、障害支援区分の認定調査項目による要件を満たすことが必要となる。</p> <p>② 障害児 区分判定調査票、介護者の状況等を勘案し、必要と認められる。</p>	P. 14
	※ 共同生活援助事業所（グループホーム）の入居者の居宅介護	<p>【内 容】 外部サービス利用型共同生活援助事業所において、入浴、排泄、食事等の介護を行う。</p> <p>【対象者】 外部サービス利用型共同生活援助に入居している障害支援区分1以上で、介護者の状況等を勘案し、支援が必要と認められる障害者</p>	P. 15
重度訪問介護	<p>【内 容】 日常生活等における摂食、入浴、排泄等の支援、家事一般の支援、外出時における移動中の支援等を総合的に行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>① 障害者 障害支援区分4以上で、次に該当している。 (7) 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目による要件を満たしている。 (4) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の必要点数を満たしている。</p> <p>② 障害児 15歳以上で、児童相談所長が利用することが適当と認めた場合に、障害者とみなして手続を行い、要否を決定する。</p>	P. 16	

サービス名	サービス内容 / 対象者	詳細
同行援護	<p>【内 容】 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に必要な介助や情報提供などを行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>① 障害者 外出時において移動に必要な情報の提供や援護を必要とし、同行援護のアセスメント調査票による調査項目の必要点数を満たしている。</p> <p>② 障害児 同行援護のアセスメント調査票、介護者の状況等を勘案し、必要と認められる。</p>	P. 17
行動援護	<p>【内 容】 自己判断能力が制限されている人が行動する際の危険を回避するために必要な支援や、外出時における排泄もしくは食事等の介護を行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>① 障害者 障害支援区分3以上で、知的障害又は精神障害により常時介護を必要とし、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の必要点数を満たしている。</p> <p>② 障害児 障害支援区分3以上に相当する支援の度合いで、知的障害又は精神障害により常時介護を必要とし、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の必要点数を満たしている。</p>	P. 18
重度障害者等包括支援	<p>【内 容】 介護の必要性が高い人に、居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に提供する。</p> <p>【対象者】</p> <p>① 障害者 障害支援区分6で、意思の疎通に著しい困難を伴う常時介護を要し、次に該当している。 (7) 重度訪問介護の対象で、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている、又は最重度知的障害者である。 (4) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の必要点数を満たしている。</p> <p>② 障害児 おおむね15歳以上で、障害支援区分認定調査を行い、小金井市障害者支援区分判定審査会で対象と判定される。</p>	P. 19
短期入所(ショートステイ)	<p>【内 容】 自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、施設で入浴、排泄、食事等の介護を行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>① 障害者 障害支援区分1以上である。</p> <p>② 障害児 区分判定調査票、介護者の状況等を勘案し、必要と認められる。</p>	P. 19

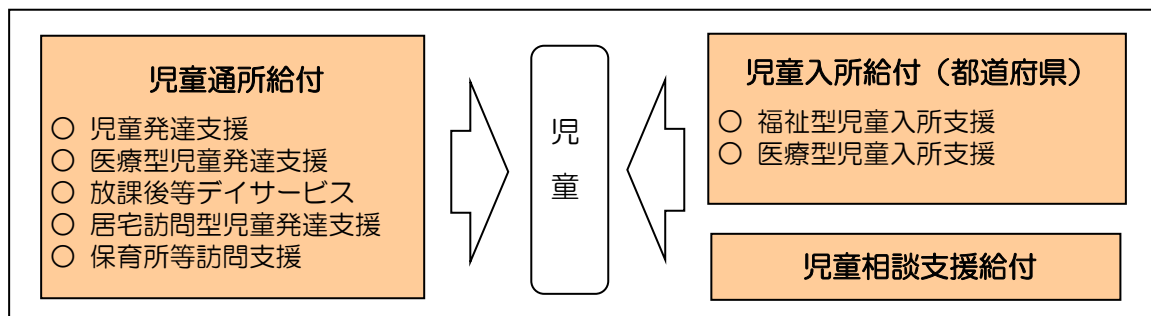
サービス名	サービス内容 / 対象者	詳細
療養介護	<p>【内 容】 医療機関で、機能訓練や看護などの医療的ケアとともに、食事や排泄等の介護を行う。</p> <p>【対象者】 長期入院又は常時介護を必要とし、次に該当している。 (7) 障害支援区分6で、ALS（筋萎縮性側索硬化症）などにより気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理をしている。 (4) 障害支援区分5以上で、筋ジストロフィー患者か重症心身障害者である。</p>	P. 20
生活介護	<p>【内 容】 施設で、入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供する。</p> <p>【対象者】 障害支援区分3（施設入所者の場合は4）以上で、常時介護を必要とする障害者</p>	P. 21
施設入所支援	<p>【内 容】 施設に入所する障害者に、夜間や休日、入浴、排泄、食事等の介護や支援、生活に関する相談や助言を行う。</p> <p>【対象者】 施設に入所する次に該当する障害者 (7) 障害支援区分4（50歳以上の場合は3）以上で、生活介護を利用している。 (4) 自立訓練等の利用者で、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる、又は通所によって訓練を受けることが困難である。 (7) 特定旧法指定施設に継続して入所している、又はやむを得ない事情により通所により介護を受けることが困難である。 (2) 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所していた者で継続して入所している。</p>	P. 22
地域移行支援	<p>【内 容】 地域生活に移行できるよう、住居の確保その他の支援や相談等を行う。</p> <p>【対象者】 障害者支援施設等又は精神科病院等に入所・入院している障害者（児）</p>	P. 22
地域定着支援	<p>【内 容】 常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に相談その他の支援を行う。</p> <p>【対象者】 居宅において家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある障害者（児）</p>	P. 23

サービス名	サービス内容 / 対象者	詳細
自立訓練（機能訓練）	<p>【内 容】 身体機能の維持回復に必要な訓練を行う。</p> <p>【対象者】 地域生活を営む上で、身体機能・生活機能の維持・向上等の必要がある障害者</p>	P. 24
自立訓練（生活訓練）	<p>【内 容】 生活能力の維持と向上に必要な訓練を行う。</p> <p>【対象者】 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある障害者</p>	P. 25
宿泊型自立訓練	<p>【内 容】 居室その他設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】 自立訓練（生活訓練）の対象要件を満たしており、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用して、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者</p>	P. 26
就労移行支援	<p>【内 容】 生産活動や職場体験等の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】 就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者 ※ 65歳以上の者については、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により支給決定を受けていなかった期間を除く。）に引き続き障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日においてこのサービスの支給決定を受けていた者に限り対象となる。</p>	P. 26
就労継続支援 A 型	<p>【内 容】 雇用契約等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>【対象者】 一般企業等に就労することが困難な障害者で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者 ※ 65歳以上の者については、上記サービス同様</p>	P. 28
就労継続支援 B 型	<p>【内 容】 就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>【対象者】 一般企業等に就労することが困難な障害者で、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定の年齢に達している者などで、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される者</p>	P. 28

サービス名	サービス内容 / 対象者	詳細
就労定着支援	<p>【内 容】 就労支援に係るサービスを利用して一般企業等に新たに雇用された人に対し、継続して勤められるよう、雇用した企業や関係機関との連絡調整、日常生活又は社会生活に関する相談や指導及び助言その他必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、一般就労後6月を経過した者</p>	P. 29
自立生活援助	<p>【内 容】 巡回や訪問、相談対応等により日常生活における問題を把握し、必要な情報の提供、助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。</p> <p>【対象者】 自宅における日常生活に関し、家族等からの支援が見込めない障害者</p>	P. 30
共同生活援助	<p>【内 容】 夜間や休日に、共同生活を行う住居において、相談、入浴や排泄又は食事の介護、その他の日常生活上必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】 障害者（身体障害者は、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者）</p>	P. 31

(2) 児童福祉法のサービス体系

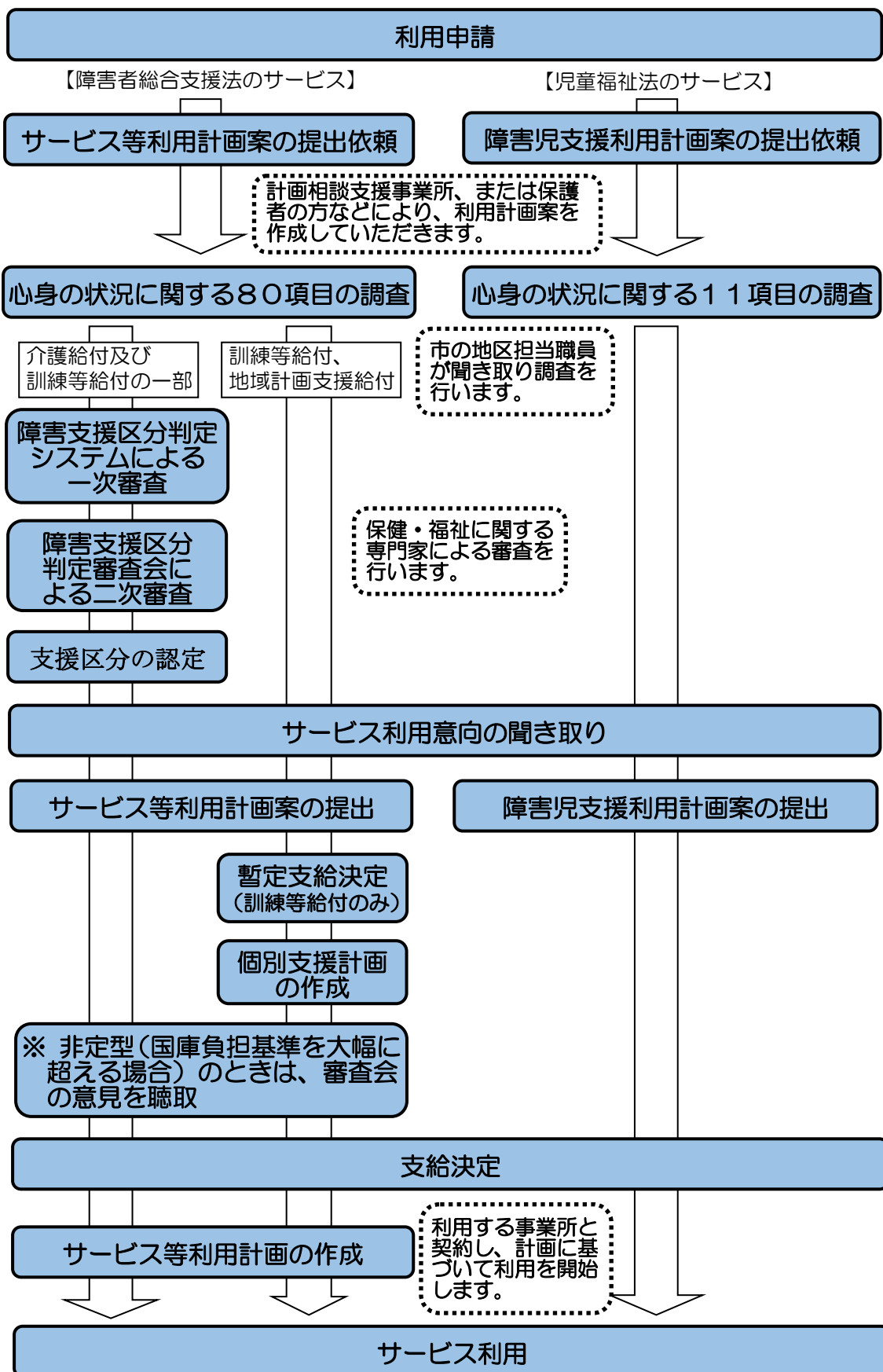
児童福祉法によるサービスは、障害児通所給付と障害児入所給付がありますが、市では、障害児通所給付の支給決定を行っています。



サービス名	サービス内容 / 対象者	詳細
児童発達支援	<p>【内 容】 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。</p> <p>【対象者】 集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児 ※ 医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではない。</p>	P. 32
医療型児童発達支援	<p>【内 容】 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行う。</p> <p>【対象者】 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要な障害児</p>	P. 33
居宅訪問型児童発達支援	<p>【内 容】 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能等の付与等の支援を行う。</p> <p>【対象者】 重度の障害等により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児</p>	P. 34
放課後等デイサービス	<p>【内 容】 放課後や夏休み等の長期の休日中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進する。</p> <p>【対象者】 学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児 ※ 必要と認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能である。</p>	P. 35
保育所等訪問支援	<p>【内 容】 児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設におけるその児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。</p> <p>【対象者】 保育所等、集団生活を営む施設に通う児童で、発達障害児、その他の気になる児童 ※ 「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断する。</p>	P. 36

(3) 支給決定の流れ

障害福祉サービスの利用は、障害者総合支援法又は児童福祉法に基づき、次のような流れで決定します。利用申請（相談）は、自立生活支援課相談支援係へご連絡ください。 電話：042-387-9841（平日 8:30～17:15） FAX：042-384-2524



(4) 支給決定の際の勘案事項

【障害者総合支援法のサービスの申請】

当該申請に係る次の項目について勘案します。

- ① 障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況
- ② 障害者等の介護を行う者の状況
- ③ 障害者等に関する介護給付費等の受給の状況
- ④ 障害児の障害児通所支援又は指定入所支援の利用の状況
- ⑤ 障害者の介護保険給付に係る居宅サービスの利用の状況
- ⑥ 障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- ⑦ 障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容
- ⑧ 障害者等の置かれている環境
- ⑨ 障害福祉サービスの提供体制の整備の状況
- ⑩ サービス等利用計画案

【児童福祉法のサービスの申請】

当該申請に係る次の項目について勘案します。

- ① 障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- ② 障害児の介護を行う者の状況
- ③ 障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況
- ④ 障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
- ⑤ 障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況
- ⑥ 障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用状況
- ⑦ 障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容
- ⑧ 障害児の置かれている環境
- ⑨ 障害児通所支援の提供体制の整備の状況
- ⑩ 障害児支援利用計画案

(5) 市内の障害福祉サービス事業所について

市内の障害福祉サービス事業所については、自立生活支援課窓口にお問い合わせ
せいただくか、市公式ホームページでご確認ください。

[https://www.city.koganei.lg.jp/kenkofukuhsi/
shogaishafukushi/shisetsu/jigyoushokennsaku.html](https://www.city.koganei.lg.jp/kenkofukuhsi/shogaishafukushi/shisetsu/jigyoushokennsaku.html)



(6) 標準支給量について

障害者総合支援法では、障害福祉サービス等の給付について、国の費用負担を「義務化」していますが、無条件ですべて負担することは困難なため、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービスのばらつきをなくすために、市町村に対する国庫負担（精算基準）の上限が定められています。

この基準の2倍までの範囲を市で支給決定できる標準支給量とします。

(7) 標準支給量の算定方法

一月当たりの標準支給量は、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス等負担対象額に関する基準等（平成18年厚生労働省告示第530号、以下「負担基準」という。）」に定める単位数に2を乗じた値の範囲内とします。

一日当たりの支給量を算出する場合には、標準支給量の上限値を月当たりの利用日数で除すことにより一日当たりの上限値を求め、その範囲内で、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号、以下「算定基準」という。）」に定める算定方法にあてはめた場合に、整数値として換算できる最大の時間数とします。

【算出例】（重度訪問介護利用、障害支援区分6、居宅利用、令和4年10月現在）

- ① 負担基準に定める単位数：50，800単位（二、イ、(3)、(一)、a)
- ② 標準支給量の上限値：①×2＝101,600単位
- ③ 一日当たりの上限値：②÷31日＝3277.42単位（以下、四捨五入）
- ④ 算定基準にあてはめた場合：項目＝第2、1、イ、(10)に該当

2，172単位（12時間）に30分毎に80単位を加算

12時間00分＝2，172単位

18時間30分＝3，212単位（2，172＋80×13）<③

19時間00分＝3，292単位（2，172＋80×14）>③

→ ③以内の整数値＝18時間30分が一日当たりの最大の時間数

ただし、障害福祉サービスの種類によっては、単位数によらず、時間数等で一月あたりの標準支給量を定めます。

なお、単位数による上限値については、負担基準及び算定基準の改正に伴い変動するため、『小金井市障害福祉サービス標準支給量一覧』を別に定め、必要に応じて改定します。

(8) 非定型の支給決定における審査参考資料等

標準支給量を超える支給決定を行う場合には、非定型の支給決定とし、障害者もしくは障害児の保健又は福祉に関する学識経験を有する者で構成する「小金井市障害支援区分判定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴き、個別に適切な支給量を定めます。その場合には、審査に必要な参考資料として、次に掲げる書類等の提出が必要となる場合があります。

- ア 非定型の支給決定を要する主障害、疾病の主治医の意見のわかるもの
(例) 診断書、意見書 等
- イ 日常生活の様子、家族や支援者等が行っている支援の内容がわかるもの
(例) 生活状況報告書、支援状況報告書 等
- ウ その他市が必要と認めるもの

※ 児を対象とするサービスについては、区分審査会による判定がないため、医師又は障害児相談支援事業者等による意見書を添えて申告書（それぞれ書式は任意。P. 38～P. 40に参考書式あり）を必ず提出してください。

(9) 重度心身障害者（児）について

重症心身障害者（児）とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害者（児）で、大島分類図の1、2、3、4にあたる方が対象となります。本市では、次のアかつイに該当する障害者（児）を重症心身障害者（児）として認定します。

ただし、身体障害者手帳や療育手帳の所持がない場合でも、医療機関から提出される診断書等により、本人の状況を総合的に勘案し、重度心身障害者（児）と認定する場合がありますので、事前にご相談ください。

- ア 身体障害者手帳（肢体不自由に限る）の1級または2級が交付されており、かつ、愛の手帳の1度または2度（他療育手帳についてはそれと同等）が交付されている障害者（児）
- イ 大島分類図の1、2、3、4に該当する障害者（児）

(10) その他留意事項

- ア 介護保険対象者は、障害福祉サービスのうち同様のサービスが介護保険サービスにある場合には、原則として介護保険サービスの利用が優先されます。
- イ 通勤、通学、通所等の送迎については、原則として支給対象としません。
- ウ 経済的、政治的、宗教的活動等その他社会通念上適用することが適当でないと思われる活動については、支給対象としません。
- エ 目的が同様のサービスの併給はできません。
- オ 同一時間帯の複数サービスの利用はできません。
- カ ここに定める難病患者等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）のある者とします。

(11) 審査請求について

障害支援区分の認定やサービスの支給決定に不服がある場合には、不服のある内容を知った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。その際の手続きについてご不明な点は、自立生活支援課にお問い合わせください。

2 障害福祉サービス（障害者総合支援法）

(1) 居宅介護（身体介護）

ア 成人

(7) 対象者

- a 日常生活において、自宅での摂食、入浴、及び排せつ等における個別的な身体介護支援を要する在宅の障害者。
- b 障害支援区分1以上の者で、介護者の状況等を勘案し、支援が必要と認められるもの。

(4) 支給決定要件

- a サービスの最小単位は、30分とする。
- b 1回のサービスの利用上限時間数は、原則として3時間以内とする。ただし、3時間以上連続して介護を要する特別な事情がある場合は、この限りでない。
- c サービスの提供は、24時間可能とする。
- d 介護保険対象者は、介護保険を優先する。ただし、要介護5であって、両上肢1級もしくは両下肢1級の全身性障害者又は同程度の全身性障害のある難病患者等については、介護支援専門員と相談の上、必要があると認められる場合は支給決定する。

(7) 標準支給量

原則として、負担基準の範囲内で、介護者の状況等を勘案して決定する。必要と認められる場合には、負担基準の2倍の範囲内で決定することができる。ただし、居宅介護における身体介護、家事援助、通院等介助を併給する場合は、それぞれの必要単位数の合算が、負担基準の範囲内に収まるよう決定する。

イ 児童

(7) 対象者

区分判定調査票、介護者の状況等を勘案し、必要と認められる障害児

(4) 支給決定要件

支給決定に係る要件については、障害者と同様の扱いとする。

(7) 標準支給量

支給決定に係る標準支給量については、障害者と同様の扱いとする。

(2) 居宅介護（家事援助）

ア 成人

(7) 対象者

- a 日常生活において、自宅での家事一般における支援、及び日常生活等に関する相談又は助言の支援を要する在宅の障害者。
- b 障害支援区分1以上の者で、介護者の状況等を勘案し、支援が必要と認められるもの。

(4) 支給決定要件

- a サービスの最小単位は15分とするが、原則的に1回当たりのサービスの利用時間は、30分以上とする。
- b 1回あたりのサービスの利用上限は原則として、1.5時間以内とする。ただし、1.5時間以上連続して介護を要する特別な事業がある場合は、この限りでない。
- c サービスの提供は、午前6時から午後8時までとする。
- d 介護保険対象者は、介護保険を優先する。ただし、要介護5であって、両上肢1級もしくは両下肢1級の全身性障害者又は同程度の全身性障害のある難病患者等については、介護支援専門員と相談の上、必要があると認められる場合は支給決定する。
- e 同居家族がいる場合、同居家族の生活と分けて考えることが困難な家事等（共有部分の掃除、買物等）は、原則として支給対象としない。ただし、同居の家族がいてもやむを得ない事情（介護者の疾病における入院、同居家族の介護、冠婚葬祭の出席等）がある場合は、総合的に勘案し決定できる場合がある。
- f 独居もしくはこれに準ずる世帯（同居する介護者自身が障害、高齢、難病により恒常的に介護ができない状態、介護者が疾病により一時的に入院している状態等）の視覚障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等の代筆又は代読については、家事援助で決定する。代筆又は代読は、介護保険対象者であっても、支給決定できることとする。

(7) 標準支給量

- a 原則として、負担基準の範囲内で、介護者の状況等を勘案して決定する。必要と認められる場合には、負担基準の2倍の範囲内で決定することができる。ただし、居宅介護における身体介護、家事援助、通院等介助を併給する場合は、それぞれの必要単位数の合算が、負担基準の範囲内に収まるよう決定する。
- b 代筆又は代読については、原則として下記の時間数の範囲内で決定するものとする。

障害支援区分	独居もしくはそれに準ずる世帯の場合
区分1から区分6までの視覚・知的・精神障害者・難病患者等	120分以内/週

イ 児童

(7) 対象者

区分判定調査票、介護者の状況等を勘案し、必要と認められる障害児

(4) 支給決定要件

支給決定に係る要件については、障害者と同様の扱いとする。

(7) 標準支給量

支給決定に係る標準支給量については、障害者と同様の扱いとする。

(3) 居宅介護（通院等介助）

ア 成人

(7) 対象者

通院等の際の介護が必要な者であって、障害支援区分1以上の者とする。

なお、以下のいずれにも該当する場合については、通院等介助（身体介護を伴う場合）で決定し、それ以外の者については、通院等介助（身体介護を伴わない場合）で決定する。

a 障害支援区分が2以上の者

b 障害支援区分の認定調査項目において、以下の項目について、いずれか1つ以上に認定されている者

(a) 歩行 「全面的な支援が必要」

(b) 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(c) 移動 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(d) 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(e) 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(4) 標準支給決定要件

a サービスの最小単位は、30分とする。

b 病院内での移動等の介助は、基本的には病院の責任において対応されるべきものであるが、対応できないときには、算定できることとする。

c タクシー等車両での移動であって移動中等介護を要しない時間帯については、算定しない。

d 介護保険対象者は、介護保険を優先する。ただし、要介護5であって、両上肢1級もしくは両下肢1級の全身性障害者又は同程度の全身性障害のある難病患者等については、介護支援専門員と相談の上、必要があると認められる場合は支給決定する。

- (㉞) 通院等の範囲について
 - a 病院に通院する場合
 - b 官公署に公的手続で訪れる場合
 - c 障害福祉サービスの利用に係る相談又は見学で指定事業所を訪れる場合
 - e 指定相談事業所の相談で訪れる場合

(㉟) 標準支給量

原則として、負担基準の範囲内で、介護者の状況等を勘案して決定する。必要と認められる場合には、負担基準の2倍の範囲内で決定することができる。ただし、居宅介護における身体介護、家事援助、通院等介助を併給する場合は、それぞれの必要単位数の合算が、負担基準の範囲内に収まるよう決定する。

イ 児童

(㊱) 対象者

区分判定調査票、介護者の状況等を勘案し、必要と認められる障害児

(㊲) 支給決定要件

支給決定に係る要件については、障害者と同様の扱いとする。

(㊳) 支給量

支給決定に係る標準支給量については、障害者と同様の扱いとする。

(4) 外部サービス利用型グループホームにおける居宅介護サービス

ア 対象者

外部サービス利用型グループホームに入居している者であって居宅介護サービスを必要とするもの。

なお、身体介護の対象者の要件に準ずるものとする。

イ 支給決定要件

身体介護の支給決定要件に準ずるものとする。

ウ 標準支給量

支給時間数については、原則として障害支援区分に応じ下記の時間数の範囲内で決定するものとする。

障害支援区分	支給標準時間
区分2	150分/月
区分3	600分/月
区分4	900分/月
区分5	1,300分/月
区分6	1,900分/月

(5) 重度訪問介護

ア 成人

(7) 対象者

重度の肢体不自由者その他の障害者で常時介護を要する者ものにつき、日常生活において摂食、入浴、排せつ等における支援、家事一般における支援又は外出時における移動中の支援が必要であると認められる次の a 又は b のいずれかの要件に該当する者

a 以下の (a) 及び (b) いずれにも該当する者。

(a) 障害支援区分が 4 以上であって、二肢以上に麻痺等があること。

(b) 障害支援区分の認定調査項目のうち、歩行、移乗、排尿、排便のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。

b 障害支援区分が 4 以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である者。

(4) 支給決定要件

a サービスの最小単位は、30 分とするが、原則として 3 時間以上のサービスを基本とする。

b サービスの提供は、24 時間可能とする。

c 介護保険対象者は、介護保険を優先する。ただし、要介護 5 であって、両上肢 1 級もしくは両下肢 1 級相当の全身性障害者又は重度の知的もしくは精神障害のある者については、介護支援専門員と相談の上、支給決定することができる。

d 移動支援との併給はできない。

(7) 標準支給量

原則として、負担基準の範囲内で、介護者の状況等を勘案して決定する。必要と認められる場合には、負担基準の 2 倍の範囲内で決定することができる。

イ 児童

(7) 対象者

15 歳以上で、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 条）第 63 条の 2 の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市長に通知した場合、障害者とみなし、障害者の手続に沿って支給の要否を決定する。

(4) 支給決定要件

支給決定に係る要件については、障害者と同様の扱いとする。

(7) 標準支給量

支給決定に係る標準支給量については、障害者と同様の扱いとする。

(6) 同行援護

ア 成人

(7) 対象者

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等で、外出時において移動に必要な情報の提供や援護を必要とする者で、同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者

(4) 支給決定要件

- a サービスの最小単位は、30分とする。
- b 1日のサービスの利用上限時間数は、12時間までとする。
- c 通勤、営業活動等の経済活動等に係る外出、通学、通所等の通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。
- d タクシー等の車両において本人への援護が必要と認められない時間帯については、算定しない。
- e 移動支援との併給はできない。

(7) 標準支給量

原則として、最大月45時間までとし、介護者の状況等を勘案して決定する。ただし、最大時間数を超える場合は、対象者の状況等を勘案して、決定する場合がある。

イ 児童

(7) 対象者

同行援護のアセスメント調査票、介護者の状況等を勘案し、必要と認められる障害児

(4) 支給決定要件

支給決定に係る要件については、障害者と同様の扱いとする。

(7) 標準支給量

次のとおり定める。ただし、最大時間数を超える場合は、対象者の状況等を総合的に勘案して、決定する場合がある。

- a 小学生 15時間
- b 中学生 20時間
- c 高校生又はそれに準ずる児童 25時間

(7) 行動援護

ア 成人

(7) 対象者

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する常時介護を要するものにつき、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出前後における介護、外出時における移動中の介護又は排せつ及び食事等の介護が必要と認められる者で、障害支援区分が3以上であり、認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の者

(4) 支給決定要件

- a サービスの最小単位は、30分とする。
- b アセスメント等のために必要であることがサービス等利用計画等から確認できる場合には、必要な期間内において居宅内での利用も可能とする。
- c 移動支援との併給はできない。

(7) 標準支給量

原則として、負担基準の範囲内で、介護者の状況等を勘案して決定する。必要と認められる場合には、負担基準の2倍の範囲内で決定することができる。

イ 児童

(7) 対象者

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する常時介護を要するものにつき、当該障害児が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出前後における介護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護が必要と認められる障害児で、障害支援区分が3以上相当の支援の度合であり、認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の者

(4) 支給決定要件

支給決定に係る要件については、障害者と同様の扱いとする。

(7) 標準支給量

以下のとおり定める

- a 小学生 20時間
- b 中学生 30時間
- c 高校生又はそれに準ずる児童 40時間

(8) 重度障害者等包括支援

ア 成人

(7) 対象者

意思の疎通に著しい困難を伴う常時介護を要する障害支援区分6の者で、次のいずれかに該当するもの

a 重度訪問介護の対象で、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、次のいずれかに該当する者

(a) 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害者

(b) 最重度知的障害者

b 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者

(4) 支給決定要件

a サービスの最小単位は、4時間を単位とする。

b 介護保険対象者は、介護保険を優先する。ただし、要介護5であって、両上肢1級又は両下肢1級相当の全身性障害者については、介護支援専門員と相談の上、支給決定することができる。

c 他の障害福祉サービスとの併給は認めない。

(7) 標準支給量

原則として、負担基準の範囲内で、介護者の状況等を勘案して決定する。必要と認められる場合には、負担基準の2倍の範囲内で決定することができる。

イ 児童

(7) 対象者

おおむね15歳以上を対象とし、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上であり、障害支援区分認定調査を行い、小金井市障害者支援区分判定審査会で対象と判定された障害児

(4) 標準支給量

支給決定に係る標準支給量については、障害者と同様の扱いとする。

(9) 短期入所（ショートステイ）

ア 成人

(7) 対象者

居宅において介護を行う者の疾病その他の理由（精神障害者の場合は本人からの申出による利用を含む。）により、障害者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする障害者等に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援が必要と認められる者で、障害支援区分1以上の者

- (i) 支給決定要件
介護保険対象者は、原則として介護保険を優先する。
- (ii) 標準支給量
 - a 1月当たりの利用上限日数 8日
 - b 特別な事情がある場合（介護者の疾病による入院またはそれに準ずる状況、冠婚葬祭の出席等）は、上記日数を超えて支給決定することができる。

イ 児童

- (i) 対象者
区分判定調査票、介護者の状況等を勘案し、必要と認められる障害児
- (ii) 標準支給量
支給決定に係る標準支給量については、障害者と同様の扱いとする。

(10) 療養介護

ア 対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次のいずれかに該当する者

- (i) 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- (ii) 障害支援区分5以上に該当し、次のいずれかに該当する者
 - a 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者
 - b 医療的ケアの判定スコアが16点以上の者
 - c 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者
 - d 蔓延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者
- (iii) (i)及び(ii)に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者
- (iv) 旧重症心身障害児施設（平成24年4月の改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」）という。）第43条の4に規定する重症心身障害児施設という。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。）に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する(i)及び(ii)以外の者（(iv)については経過措置的対象者。法令により対象となくなくなった場合、その限りではない。）

イ 標準支給量

各月における暦日数を支給量として定める

(11) 生活介護

ア 対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次のいずれかに該当する者。

- (7) 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者
- (4) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者
- (7) 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者。ただし、以下の者（以下、「新規の入所希望以外の者」という。）については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認めても差し支えない。
 - a 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
 - b 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
 - c 平成24年4月の受動福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者

イ 標準支給量

原則として、各月の日数から8日を控除した日数を「原則の日数」として定める。ただし、次の場合には、「原則の日数」を超える支給量を定めることが可能なものとする。

- (7) 日中活サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する3か月以上1年以内の期間（以下、「対象期間」という。）において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用できるものとする。
- (4) (7)に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

(12) 施設入所支援

ア 対象者

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援が必要な者で次のいずれかに該当する者。ただし、(㊦)又は(㊧)の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、施設入所支援の利用を認めて差し支えないこととする。

- (㊦) 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあっては区分3）以上である者
- (㊧) 自立訓練又は就労移行支援（以下この(㊧)において「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域において障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの
- (㊨) 生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者
- (㊩) 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者

イ 標準支給量

各月における暦日数を支給量として定める。

(13) 地域移行支援

ア 成人

(㊦) 対象者

地域生活への移行のために支援が必要な障害者で、次のいずれかに該当する者

- a 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者
- b 精神科病院に入院している精神障害者で入院期間が1年以上の者又は住居の確保が必要な者やもしくは支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者
- c 救護施設又は厚生施設に入所している障害者
- d 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者
- e 更生保護施設に入所又は自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障害者

- (4) 支給決定要件
 - a 給付決定期間は6ヶ月間。この期間内で十分な効果を得られず、かつ、引き続き当該サービスを利用することで地域生活への移行が見込まれる場合には、さらに6ヶ月間の範囲内で更新する。
 - b aを経て、さらに利用が必要な場合については、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り更新が可能。
- (5) 標準支給量
各月における暦日数を支給量として定める。

イ 児童

- (7) 対象者
支給決定に係る対象者については、障害者と同様の扱いとする。
- (4) 標準支給量
支給決定に係る標準支給量については、障害者と同様の扱いとする。

(14) 地域定着支援

ア 成人

- (7) 対象者
居宅において単身で生活する上で常時の連絡体制や、相談その他支援が必要な障害者で、次のa又はbに該当する者
なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行したものや地域生活が不安定な者等も含む。
 - a 緊急時の支援が見込めない状況にある者
 - b 家族と同居している場合であっても、その家族が障害や疾病等のため支援が見込めない状況にある者
- (4) 支給決定要件
自立生活援助との併給は認めない。
- (5) 標準支給量
各月における暦日数を支給量として定める。

イ 児童

- (7) 対象者
対象者については、障害者と同様の扱いとする。
- (4) 支給決定要件
支給決定に係る要件については、障害者と同様の扱いとする。
- (5) 標準支給量
支給決定に係る標準支給量については、障害者と同様の扱いとする。

(15) 自立訓練（機能訓練）

ア 対象者

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等を受け、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- (7) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- (4) 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等

イ 支給決定要件

- (7) 標準利用期間は1年6か月間とする（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は、3年間）。標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、審査会の個別審査を経て、必要性が認められ場合に限り、最大1年間の更新が可能である（1回のみ）。
- (4) 他自治体から転入し、引き続き支給決定を希望する場合は、他自治体で支給決定されていた有効期間を引き継ぐ。

ウ 標準支給量

原則として、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を限度とする。ただし、次の(7)又は(4)の場合には、「原則の日数」を超える支給量を定めることが可能なものとする。

- (7) 日中活動サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する3か月以上1年以内の範囲（以下、「利用期間」という。）において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。
- (4) (7)に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

(16) 自立訓練（生活訓練）

ア 対象者

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言を受け、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- (7) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- (4) 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等

イ 支給決定要件

- (7) 標準利用期間は2年間とする（長期入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあつては、3年間）。標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、審査会の個別審査を経て、必要性が認められ場合に限り、最大1年間の更新が可能である（1回のみ）。
- (4) 就労定着支援との併給は認めない。
- (7) 他自治体から転入し、引き続き支給決定を希望する場合は、他自治体で支給決定されていた有効期間を引き継ぐ。

ウ 標準支給量

原則として、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を限度とする。ただし、次の(7)又は(4)の場合には、「原則の日数」を超える支給量を定めることが可能なものとする。

- (7) 日中活動サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する3か月以上1年以内の範囲（以下、「利用期間」という。）において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。
- (4) (7)に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

(17) 宿泊型自立訓練

ア 対象者

自立訓練（生活訓練）の対象者要件を満たす者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者。

イ 支給決定要件

- (7) 標準利用期間は2年間（長期入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあつては、3年間）。標準利用期間を超えて、さらに利用が必要な場合については、1年ごとに審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り更新が可能とする。
- (4) 日中活動サービスの利用と併せて宿泊型自立訓練が特に必要と認めた場合、同一日に宿泊型自立訓練と日中活動サービスを利用することが可能とする。

ウ 標準支給量

各月における暦日数を支給量とする。

(18) 就労移行支援

ア 対象者

次のいずれかに該当する者。ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。

- (7) 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上。
- (4) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者

イ 支給決定要件

- (7) 標準利用期間は2年間。標準利用期間を超えて、さらに利用が必要な場合については、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能（1回のみ）。
- (4) 他自治体から転入し、引き続き支給決定を希望する場合は、他自治体で支給決定されていた有効期間を引き継ぐ。

- (7) 一般就労している障害者が休職した場合、休職期間中においての利用は、以下の条件をいずれも満たす場合には、支給決定を行う。
 - a 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援（例：リワーク支援）の実施が見込めない場合、又は困難である場合。
 - b 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が、復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合。
 - c 休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合。
- (8) 大学（4年生大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。以下同じ）在学中の利用は、以下の条件をいずれも満たす場合には、支給決定を行う。
 - a 大学や地域における就労支援機関等による就労支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合。
 - b 大学卒業年度であって、卒業に必要な単位取得が見込まれており、就労移行支援の利用に支障がない者。
 - c 本人が就労移行支援の利用を希望し、就労移行支援の利用により効果的かつ確実に就職につなげることが可能であると市町村が判断した場合。
- (9) アルバイトについては、当該サービスの趣旨及び内容を鑑み、原則的に認めない。ただし、アルバイトを実施することが就労に向けて資する場合、通所において影響が軽微な場合等、利用者の状況等を勘案し、認める場合がある。

ウ 標準支給量

原則として、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を限度とする。ただし、次の(7)又は(8)の場合には、「原則の日数」を超える支給量を定めることが可能なものとする。

- (7) 日中活動サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する3か月以上1年以内の範囲（以下、「利用期間」という。）において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。
- (8) (7)に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

(19) 就労継続支援A型

ア 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者又は65歳以上の者。ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由に障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。

具体的には次のような例が挙げられる。

- (7) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者
- (4) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者
- (7) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

イ 標準支給量

原則として、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を限度とする。ただし、次の(7)又は(4)の場合には、「原則の日数」を超える支給量を定めることが可能なものとする。

- (7) 日中活動サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する3か月以上1年以内の範囲（以下、「利用期間」という。）において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。
- (4) (7)に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

(20) 就労継続支援B型

ア 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用には結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。

具体的には次のような例が挙げられる。

- (7) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- (4) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- (7) (7)及び(4)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
- (2) 障害者支援施設に入所する者について、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経て、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者。ただし、「新規の入所希望以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認めても差し支えないこととする。

イ 標準支給量

原則として、各月の日数から8日を控除した日数を「原則の日数」として定める。ただし、次の場合には、「原則の日数」を超える支給量を定めることが可能なものとする。

- (7) 日中活動サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する3か月以上1年以内の期間（以下、「対象期間」という。）において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用できるものとする。
- (4) (7)に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

(21) 就労定着支援

ア 対象者

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復帰した障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者も含む。）

イ 支給決定要件

- (7) 標準利用期間は3年間。標準利用期間を超えて更新することはできない。
- (4) 自立生活援助、自立訓練（生活訓練）との併給は認めない。

ウ 標準支給量

各月における暦日数を支給量とする。

(22) 自立生活援助

ア 対象者

障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を受ける必要があるもの。

具体的には次のような例が挙げられる。

- (7) 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護施設を行う病院に入所していた障害者
 - (イ) 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
 - (ロ) 精神科病院に入院していた精神障害者
 - (ハ) 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
 - (ニ) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者
 - (ホ) 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者
 - (ヘ) 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めなため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者

イ 支給決定要件

- (7) 標準利用期間は1年間。標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能。また、標準利用期間を超えての更新回数は原則1回であるが、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能とする。
 - (イ) 就労定着支援、地域定着支援との併給は認めない。
 - (ロ) 他自治体から転入し、引き続き支給決定を希望する場合は、他自治体で支給決定されていた有効期間を引き継ぐ。

ウ 標準支給量

各月における暦日数を支給量とする。

(23) 共同生活援助

ア 対象者

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助が必要な障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）。

イ 支給決定要件

入居中は、原則として居宅介護、重度訪問介護、短期入所との併給はできない。

ウ 標準支給量

- (7) 各月における暦日数を支給量とする。
- (4) 共同生活援助において体験的な利用を行う場合、各月における暦日数を上限として、必要な日数を定めるものとする（年50日以内の利用制限）。

3 児童通所支援（児童福祉法）

(1) 児童発達支援

ア 対象者

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

イ 支給決定要件

以下により市が必要と認めたもの。

- (7) 通所申請に係る障害児の障害の種類、程度その他の心身の状態及び介護の必要性を鑑み市が必要と認めた障害児
- (4) N I C U等退院直後の医療的ケア時については、別紙1「医療的ケアの判定スコア」（P. 41）に基づき医療的ケアの調査における医師の判断を確認した結果、必要性が見認められるもの。ただし、通所給付決定を行う保護者が判定スコアの調査を望まない場合は、市の判断によりこれを省略する。

ウ 支給算定基準

- (7) 通所給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、適切な一月当たりの利用必要（見込み）日数を定める。原則として、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を上限とする。ただし、障害児の状態等に鑑み、市が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるものとするが、その場合には支給決定前にその支援の必要性（支援の内容とそれに要する時間等）について申請者、事業所等に確認した上で、必要な日数を決定する。
- (4) 複数の通所サービスを組み合わせて通所給付決定する場合は、複数のサービスを合わせた支給量が適切な量となるよう日数を定める。
- (6) 障害児入所施設に入所する障害児については、入所中は、原則として障害児通所支援を利用することができない。ただし、一時帰宅中において、支援が必要な事情が生じた場合には、通常、入所施設に戻って必要な支援を受けることが想定されるが、一時帰宅中の指定入所支援の報酬（入院・外泊時加算を含む。）を算定しない場合は、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、直ちに入所施設に戻ることも困難である場合等、市が特に必要と認める場合は、通所給付決定を行う。
- (5) 居宅訪問型児童発達支援については、対象者が、児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援と組み合わせて通所給付決定を行うことは、原則として想定されないものであるが、通所施設へ通うための移行期間として市が必要と認めた場合は通所給付決定を行う。
- (4) 「重症心身障害」及び「難聴」の判断は、勘案事項の聞き取りや児童相談所等の意見書等により確認し市が判断する。
- (4) 難聴児には、早期の聴能訓練等の実施が効果的であることから、聴力レベルは限定しない。構音器官の障害等で言語、聴能訓練が必要な児童も含め、医師や児童相談所等と連携し、個々に市が判断する。
- (4) 個別サポート加算については別紙2「児童区分判定調査票（個別サポート加算対応）」（P. 42）に基づく調査により判断する。

(2) 医療型児童発達支援

ア 対象者

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児

イ 支給決定要件

通所申請に係る障害児の障害の種類、程度その他の心身の状態及び介護の必要性を鑑み市が必要と認めた障害児

ウ 支給算定基準

- (7) 通所給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、適切な一月当たりの利用必要（見込み）日数を定める。原則として、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を上限とする。ただし、障害児の状態等に鑑み、市が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるものとするが、その場合には支給決定前にその支援の必要性（支援の内容とそれに要する時間等）について申請者、事業所等に確認した上で、必要な日数を決定する。
- (8) 複数の通所サービスを組み合わせて通所給付決定する場合は、複数のサービスを合わせた支給量が適切な量となるよう日数を定める。
- (9) 障害児入所施設に入所する障害児については、入所中は、原則として障害児通所支援を利用することができない。ただし、一時帰宅中において、支援が必要な事情が生じた場合には、通常、入所施設に戻って必要な支援を受けることが想定されるが、一時帰宅中の指定入所支援の報酬（入院・外泊時加算を含む。）を算定しない場合は、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、直ちに入所施設に戻ることも困難である場合等、市が特に必要と認める場合は、通所給付決定を行う。
- (10) 居宅訪問型児童発達支援については、対象者が、医療型児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援と組み合わせて通所給付決定を行うことは、原則として想定されないものであるが、通所施設へ通うための移行期間として市が必要と認めた場合は通所給付決定を行う。
- (11) 「重症心身障害」及び「難聴」の判断は、勘案事項の聞き取りや児童相談所等の意見書等により確認し市が判断する。
- (12) 難聴児には、早期の聴能訓練等の実施が効果的であることから、聴力レベルは限定しない。構音器官の障害等で言語、聴能訓練が必要な児童も含め、医師や児童相談所等と連携し、個々に市が判断する。

(3) 居宅訪問型児童発達支援

ア 対象者

重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児

イ 支給決定要件

以下の状態の障害児

- (7) 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合。
- (8) 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合。

ウ 支給算定基準

- (7) 通所給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、適切な一月当たりの利用必要（見込み）日数を定める。原則として、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を上限とする。ただし、障害児の状態等に鑑み、市が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるものとするが、その場合には支給決定前にその支援の必要性（支援の内容とそれに要する時間等）について申請者、事業所等に確認した上で、必要な日数を決定する。
- (8) 居宅訪問型児童発達支援については、対象者が児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援と組み合わせて通所給付決定を行うことは、原則として想定されないものであるが、効果的な支援を行う上で、市が必要と認める場合には、児童発達支援（医療型児童発達支援を含む。）又は放課後等デイサービスと保育所等訪問支援を組み合わせて通所給付決定を行う。また通所施設へ通うための移行期間として市が必要と認めた場合も給付決定を行う。
- (9) 障害児入所施設に入所する障害児については、入所中は、原則として障害児通所支援を利用することができない。ただし、一時帰宅中において、支援が必要な事情が生じた場合には、通常、入所施設に戻って必要な支援を受けることが想定されるが、一時帰宅中の指定入所支援の報酬（入院・外泊時加算を含む。）を算定しない場合は、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、直ちに入所施設に戻ることも困難である場合等、市が特に必要と認める場合は、通所給付決定を行う。

(4) 放課後等デイサービス

ア 対象者

- (7) 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児
- (4) (7)以外で引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると市が認めるときは、20歳に達するまでのもの。

イ 支給決定要件

以下により市が必要と認めたもの。

- (7) 通所申請に係る障害児の障害の種類、程度その他の心身の状態及び介護の必要性を鑑み市が必要と認めた障害児
- (4) NICU等退院直後の医療的ケア時については、別紙1「医療的ケアの判定スコア」（P. 41）に基づく医療的ケアの調査における医師の判断を確認した結果、必要性が見認められるもの。ただし、通所給付決定を行う保護者が判定スコアの調査を望まない場合は、市の判断によりこれを省略する。

ウ 支給算定基準

- (7) 通所給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、適切な一月当たりの利用必要（見込み）日数を定める。原則として、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を上限とする。ただし、障害児の状態等に鑑み、市が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるものとするが、その場合には支給決定前にその支援の必要性（支援の内容とそれに要する時間等）について申請者、事業所等に確認した上で、必要な日数を決定する。
- (4) 複数の通所サービスを組み合わせて通所給付決定する場合は、複数のサービスを合わせた支給量が適切な量となるよう日数を定める。
- (7) 障害児入所施設に入所する障害児については、入所中は、原則として障害児通所支援を利用することができない。ただし、一時帰宅中において、支援が必要な事情が生じた場合には、通常、入所施設に戻って必要な支援を受けることが想定されるが、一時帰宅中の指定入所支援の報酬（入院・外泊時加算を含む。）を算定しない場合は、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、直ちに入所施設に戻ることも困難である場合等、市が特に必要と認める場合は、通所給付決定を行う。
- (4) 居宅訪問型児童発達支援については、対象者が、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援と組み合わせて通所給付決定を行うことは、原則として想定されないものであるが、通所施設へ通うための移行期間として市が必要と認めた場合は通所給付決定を行う。

- (カ) 「重症心身障害」及び「難聴」の判断は、勘案事項の聞き取りや児童相談所等の意見書等により確認し市が判断する。
- (キ) 難聴児には、早期の聴能訓練等の実施が効果的であることから、聴力レベルは限定しない。構音器官の障害等で言語、聴能訓練が必要な児童も含め、医師や児童相談所等と連携し、個々に市が判断する。
- (ク) 個別サポート加算については別紙2「放課後等デイサービスの個別サポート加算Ⅰに関する調査票」(P. 43、44)に基づく調査により判断する。

(5) 保育所等訪問支援

ア 対象者

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児又は 乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児

イ 支給決定要件

通所申請に係る障害児の障害の種類、程度その他の心身の状態及び介護の必要性を鑑み市が必要と認めた障害児

ウ 支給算定基準

- (1) 通所給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、適切な一月当たりの利用必要(見込み)日数を定める。原則として、基本の支給量は2週間に1回程度の訪問支援を想定し、月概ね2回を原則とするが、必要に応じて各月の日数から8日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を上限とする。ただし、障害児の状態等に鑑み、市が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるものとするが、その場合には支給決定前にその支援の必要性(支援の内容とそれに要する時間等)について申請者、事業所等に確認した上で、必要な日数を決定する。
- (2) 複数の通所サービスを組み合わせる場合は、複数のサービスを合わせた支給量が適切な量となるよう日数を定める。
- (3) 障害児入所施設に入所する障害児については、入所中は、原則として障害児通所支援を利用することができない。ただし、一時帰宅中において、支援が必要な事情が生じた場合には、通常、入所施設に戻って必要な支援を受けることが想定されるが、一時帰宅中の指定入所支援の報酬(入院・外泊時加算を含む。)を算定しない場合は、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、直ちに入所施設に戻ることも困難である場合等、市が特に必要と認める場合は、通所給付決定を行う。

4 根拠法令等

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成17年法律第123号)
- (2) 児童福祉法
(昭和22年法律第164号)
- (3) 「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」
(国から通知される最新年度のものに基づく)
- (4) 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（事務処理要領）」
(国から通知される最新年度のものに基づく)
- (5) 「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス等負担対象額に関する基準等」
(平成18年厚生労働省告示第530号)
- (6) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(平成18年厚生労働省告示第523号)
- (7) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病」
(平成27年厚生労働省告示第292号)
- (8) 「平成20年4月以降における通院等介助の取り扱いについて」
(平成20年4月25日障障発第0425001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
- (9) 「障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」
(国から通知される最新年度のものに基づく)
- (10) 「就労移行支援事業の適正な実施について」
(令和元年11月5日障障発1105第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)

児童通所支援（児童福祉法）に基づく障害福祉サービスの支給に関する医師意見書

利用者の現況について以下のとおりです。

利用者氏名		生年月日		年齢	
住所					
※意見書の内容について、市から問い合わせ受けることに <input type="checkbox"/> 同意する。 <input type="checkbox"/> 同意しない。					
必要と認められる障害福祉サービス名称					
※市が定める支給決定基準を超過して支給する必要性の医学的意見					
※超過して支給することで得られる生育の成果					
記入者					
病院名 <hr/> 所在地 <hr/> 医科 医師氏名（自署あるいは押印） <hr/>					

※については、必ず医師が記入してください。

上記について確認できる場合は、任意の書式でも差し支えございません。

児童通所支援（児童福祉法）に基づく障害福祉サービスの支給に関する意見書

利用者の現況について以下のとおりです。

利用者氏名		生年月日		年齢	
住所					
※意見書の内容について、市から問い合わせ受けることに <input type="checkbox"/> 同意する。 <input type="checkbox"/> 同意しない。					
必要と認められる障害福祉サービス名称					
※市が定める支給決定基準を超過して支給する必要性の支援事業所の意見					
※超過して支給することで得られる生育の成果					
記入者					
事業所名					
事業所所在地					
※記入者氏名（自署あるいは押印）					

※については、必ず意見記入者が記入してください。

上記について確認できる場合は、任意の書式でも差し支えございません。

児童通所支援（児童福祉法）に基づく障害福祉サービスの支給に関する申告書

以下のとおり申告します。

利用者氏名		生年月日		年齢	
住所					
必要と考える障害福祉サービス名称					
市が定める支給決定基準を超過して支給する必要がある理由					
超過して支給することで得られる生育の成果					
記入者					
住所					
氏名（自署あるいは押印）					
利用者との関係					

医療的ケアの判定スコア

医療的判定スコアとは、医療的ケアを必要とする者が障害福祉サービス等を利用するにあたり、どの程度の看護職員の配置を必要とするか等を判定するためのものです。

項目	細項目	基本スコア	見守りスコア		
			高	中	低
① 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間欠的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。)の管理		10	2	1	0
② 気管切開の管理		8	2	1	0
③ 鼻咽頭エアウェイの管理		5	1		0
④ 酸素療法		8	1		0
⑤ 吸入(口鼻腔又は気管内吸引に限る。)		8	1		0
⑥ ネブライザーの管理		3	0		
⑦ 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃ろう、経鼻腸管、経胃ろう腸管、腸ろう又は食道ろう	8	2		0
	(2) 持続経管注入ポンプ使用	3	1		0
⑧ 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等)		8	2		0
⑨ 皮下注射	(1) 皮下注射(インスリン、麻薬等の注射を含む。)	5	1		0
	(2) 持続皮下注射ポンプの使用	3	1		0
⑩ 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む。)		3	1		0
⑪ 継続的な透析(血液透析、腹膜透析等)		8	2		0
⑫ 導尿	(1) 間欠的導尿	5	0		
	(2) 持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱ろう、胃ろう又は尿路ストーマ)	3	1		0
⑬ 排便管理	(1) 消化管ストーマの使用	5	1		0
	(2) 摘便又は洗腸	5	0		
	(3) 浣腸	3	0		
⑭ 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置		3	2		0

※ 「⑬ 排便管理」における「(3) 浣腸」は、市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器(挿入部の長さがおおむね5センチメートル以上6センチメートル以下のものであって、グリセリンの濃度が50%程度であり、かつ、容量が、成人を対象とする場合にあってはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20グラム以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむね5グラム以下のものをいう。)を用いて浣腸を施す場合を除く。

児童区分判定調査票（個別サポート加算対応）

この調査は、ケアニーズの高い児童を支援した場合の加算が創設されたことに伴い、それに該当するかを判定するため、厚生労働省が定めた項目について調査するものです。

調査日時							調査員氏名			
申請事項 (○印)	総合支援法	居宅介護	行動援護	短期入所	移動支援	その他 ()				
	児童福祉法	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等訪問支援					

調査対象者

フリガナ				生年月日	性別	手帳等級
対象者氏名				年 月 日 (歳)		身体 知的 級 度
現住所					電話	

	サポート調査			給付決定時調査			
	全介助	一部介助	自立	全介助	一部介助	自立	
① 食事	全介助			全介助			全面的に介助を必要とする。
	一部介助			一部介助			おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
			自立			自立	
② 排泄	全介助			全介助			全面的に介助を必要とする。
	一部介助			一部介助			便座に座らせてもらうなど一部介助を要する。
			自立			自立	
③ 入浴	全介助			全介助			全面的に介助を必要とする。
	一部介助			一部介助			身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
			自立			自立	
④ 移動	全介助			全介助			全面的に介助を必要とする。
	一部介助			一部介助			手を貸してもらうなど一部介助を要する。
			自立			自立	

※ 給付決定時調査については、通常の発達において必要とされる介助等は除く。

⑤ 行動障害及び精神症状

	サポート調査			給付決定時調査		
	ほぼ毎日	週1回以上	週1回未満	ほぼ毎日	週1回以上	週1回未満
強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動又は危険の認識を欠く行動	ほぼ毎日	週1回以上	週1回未満	ほぼ毎日	週1回以上	週1回未満
睡眠障害又は食事若しくは排泄に係る不適応行動（多飲及び過飲を含む。）	ほぼ毎日	週1回以上	週1回未満	ほぼ毎日	週1回以上	週1回未満
自分や他人の身体を叩いたり傷つけたりする行為又は器物損壊行為	ほぼ毎日	週1回以上	週1回未満	ほぼ毎日	週1回以上	週1回未満
気分がふさぎこんだ状態又は思考力が低下した状態	ほぼ毎日	週1回以上	週1回未満	ほぼ毎日	週1回以上	週1回未満
反復的行動（再三の手洗い又は繰り返しの確認を含む）	ほぼ毎日	週1回以上	週1回未満	ほぼ毎日	週1回以上	週1回未満
対人面の不安緊張、感覚過敏、集団への不適応又は引きこもり	ほぼ毎日	週1回以上	週1回未満	ほぼ毎日	週1回以上	週1回未満
読み書きが困難な状態（学習障害によるものを含む。）	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援不要	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援不要
加算対象有無 / 区分（1～3）						

【サポート加算1】3歳未満の場合：サポート調査判定結果で①～④のうち、2以上が全介助又は一部介助となる。

〈未就学児のみ〉3歳以上の場合：サポート調査判定結果で①～④の1以上が「全介助」又は「一部介助」で、かつ、⑤～⑪の1以上が「ほぼ毎日」又は「週1日以上」になる。

【児童区分】※区分3：①～④（全介助3つ以上）又は⑤（ほぼ毎日1つ以上）のどちらかに区分3がある場合。

※区分2：区分3以外で、①～④（一部介助3つ以上）又は⑤（週1回以上1つ以上）のどちらかに区分2がある場合。

※短期入所(児童)・放課後等デイサービス利用時に区分を認定し、単価区分について適用する。

放課後等デイサービスの個別サポート加算 I に関する調査票

この調査は、ケアニーズの高い児童を支援した場合の加算が創設されたことに伴い、それに該当するかを判定するため、厚生労働省が定めた項目について調査するものです。

フリガナ		生年月日	判定票記入日
対象者氏名			
住所			
連絡先			判定結果 ※市記入欄 日常生活動作： 16 項目：
通所先			
通所日数			

食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計13点以上である障害児
※項目の判断基準は障害支援区分の取扱いに準ずる

No	項目	特記事項	区分	判断基準
①	食事		○全介助	全面的に介助を必要とする。
			○一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
			○自立	介助不要。
②	排せつ		○全介助	全面的に介助を必要とする。
			○一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
			○自立	介助不要。
③	入浴		○全介助	全面的に介助を必要とする。
			○一部介助	身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
			○自立	介助不要。
④	移動		○全介助	全面的に介助を必要とする。
			○一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。
			○自立	介助不要。

※通常の発達において必要とされる介助等は除きます

【別表】

No	項目	特記事項	0点	1点	2点
1	コミュニケーション		○日常生活に支障がない	○特定の者であればコミュニケーションできる ○会話以外の方法でコミュニケーションできる	○独自の方法でコミュニケーションできる ○コミュニケーションできない
2	説明の理解		○理解できる	○理解できない	○理解できているか判断できない
3	大声・奇声を出す		○支援が不要 ○希に支援が必要	○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要 ○ほぼ毎日(週5回以上)の支援が必要
4	異食行動		○支援が不要	○支援が必要な場合がある	○常に支援が必要

→ 裏面に続きます

No	項目	特記事項	0点	1点	2点
5	多動・行動停止		○支援が不要 ○希に支援が必要	○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要 ○ほぼ毎日(週5回以上)の支援が必要
6	不安定な行動		○支援が不要 ○希に支援が必要	○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要 ○ほぼ毎日(週5回以上)の支援が必要
7	自らを傷つける行為		○支援が不要	○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要 ○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5回以上)の支援が必要
8	他人を傷つける行為		○支援が不要	○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要 ○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5回以上)の支援が必要
9	不適切な行為		○支援が不要 ○希に支援が必要	○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要 ○ほぼ毎日(週5回以上)の支援が必要
10	突発的な行動		○支援が不要 ○希に支援が必要	○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要 ○ほぼ毎日(週5回以上)の支援が必要
11	過食・反すう等		○支援が不要 ○希に支援が必要	○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要 ○ほぼ毎日(週5回以上)の支援が必要
12	てんかん		○なし	○経過観察有	○診断有
13	そううつ状態		○支援が不要 ○希に支援が必要	○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要 ○ほぼ毎日(週5回以上)の支援が必要
14	反復的行動		○支援が不要 ○希に支援が必要	○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要 ○ほぼ毎日(週5回以上)の支援が必要
15	対人面の不安緊張、集団生活への不適応		○支援が不要 ○希に支援が必要	○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要 ○ほぼ毎日(週5回以上)の支援が必要
16	読み書き		○支援が不要	○部分的な支援が必要	○全面的な支援が必要

小金井市障害福祉サービスガイドライン
令和5年3月

小金井市福祉保健部自立生活支援課

〒184-8504

東京都小金井市本町六丁目6番3号

電話：042-387-9841 F A X：042-384-2524

メール：s050299@koganei-shi.jp